

令和 5 年梅雨前線による大雨災害（令和 5 年 7 月 1 2 日からの大雨による災害） にかかる被災者生活再建支援法及び災害救助法の適用について（津幡町）

令和 5 年 7 月 1 2 日からの大雨により、住家に多数の被害が生じたこと及び生活基盤に著しい被害を受けた住民の生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法及び災害救助法を以下のとおり適用することを決定しました。

記

- 1 適用市町
 河北郡津幡町
- 2 法適用日
 7 月 1 2 日（水）
- 3 適用理由
 - ① 被災者生活再建支援法：同法施行令第 1 条第 1 号に該当
 ※津幡町の人口は 36,957 人（令和 2 年国勢調査による）であり、人口 3 万人以上、5 万人未満であることから滅失 60 世帯以上で該当
 （「滅失 1 世帯」＝全壊 1 世帯＝半壊 2 世帯＝床上浸水 3 世帯）
 - ② 災害救助法：同法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に該当
 ※同上

（参考）

・津幡町の住宅被害

全 壊	半 壊 (床上浸水のうち損害割合 20%以上を含む)			床上浸水 (損害割合が 20%未満)		
	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊	
50%以上	40%以上	30%以上	20%以上	10%以上	10%未満	
6	1	3 3	5 6	3 3	6	
6	9 0			3 9		
1/1 で滅失換算 ↓	1/2 で滅失換算 ↓			1/3 で滅失換算 ↓		
6	4 5			1 3	計 6 4	

※住宅被害数は令和 5 年 8 月 8 日（火）12 時 00 分現在のものであり、今後の調査によって変動することがあります。

※なお、現時点では、かほく市等に半壊以上の住家被害はなく、支援の対象外。

・被災者生活再建支援法による支援

住宅が全壊した世帯、大規模半壊および中規模半壊した世帯等に対し、被災者生活再建支援金が住宅の再建方法等に応じて公益財団法人都道府県センターから支給（別紙）

・災害救助法による支援

住宅の応急修理、避難所の設置等

（お問合せ先）
 石川県危機管理監室危機対策課
 電話：076 - 225 - 1480
 内線：4280